

様式第2号(第5条関係)

令和5年度第2回久喜市文化財保護審議会会議録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

司会（堀内課長）

それでは、令和5年度第2回文化財保護審議会を開催させていただきます。

はじめに、ただいまの出席者は8名でございます。

この人数は、「久喜市文化財保護審議会条例第7条第2項」の規定に基づく定足数に達しておりますので、ご報告いたします。

また、本会議は、「久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、原則公開としております。

あわせて後日、同条例に基づき会議録を作成し、公文書館閲覧室への配架及び市ホームページの公開を行うこととなりますので、本日の内容は録音をさせていただきますことについて、事前にご了解をお願いいたします。

なお、資料等の確認をさせていただきます。

事前に、本日の「次第」、「令和6年度事業計画（案）」、「文化財の指定の是非について（答申）」をお持ちでしょうか。

それでは初めに板垣会長からご挨拶をいただきます。

板垣会長

（会長挨拶）

2 会 議

（1）議事

司会（堀内課長）

ありがとうございました。

それでは議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、同条例第6条第2項の規定により、会長が行うこととなっております。

それでは、よろしくお願いします。

議長（板垣会長）

ここから議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、署名人の指名をしたいと思います。

私の他に、齋藤副会長さんをお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

齋藤副会長

（副会長が同意）

議長（板垣会長）

ありがとうございました。

それでは、本日の署名人は私と齋藤副会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、会議の非公開についてお諮りいたします。

冒頭、文化財保護課長が申し上げたように、会議は原則公開ではございますが、議事2「文化財の指定の是非について（答申）」につきましては、審議・検討等情報でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

各審議会委員

(各審議会委員が同意)

議長（板垣会長）

異議なしとみとめます。

よって、議事2「文化財の指定の是非について（答申）」については、会議を非公開とさせていただきます。

1) 令和6年度事業計画（案）について

議長（板垣会長）

それでは、議題1「令和6年度事業計画（案）について」です。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（小林課長補佐）

事務局の小林でございます。

それでは議題にございます、「令和6年度事業計画（案）」につきましてご説明申し上げます。

資料の「久喜市教育委員会 文化振興課 文化財・歴史資料係及び郷土資料館 令和6年度事業計画（案）」というものをご覧ください。

なお、この資料につきましては、事前に既に送付申し上げております。

それでは、説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございます。

「1 文化財保護審議会に関すること」、文化財保護審議会でございますが、来年5月22日をもちまして、今の委員の皆様の任期は満了でございますので、改選を予定しているところでございます。

また、文化財保護審議会につきましては、来年度は2回の開催を考えているところでございます。

次に、「2 指定文化財に関すること」でございます。

指定文化財管理、活動補助事業でございますが、無形民俗文化財の補助金や、所有者や管理者に対しての維持等交付金を、令和5年度と同様に、所有者等に交付する予定でございます。

また、文化財防火デーの周知ということで、これも本年度と同様に周知したいと考えております。

「3 文化財の保護に関すること」、郷土伝統芸能後継者育成事業でございますが、保存団体の指導者の方に謝金を支払いたいと考えておりまして、これも令和5年度と同様に予算の範囲内で支払う予定でございます。

次に、郷土資料館分ではございますが、鷺宮催馬楽神楽伝承教室ということで、こちらにつきましても、令和5年度と同様、10回の開催予定でございます。

また、民俗芸能等の周知につきましても、ホームページやSNSを通じまして、必要に応じて周知をして参りたいと考えているところでございます。

次、2ページでございます。

「4 文化財の公開に関すること」ということで、「吉田家水塚」運営事業でございますが、こちらも令和6年度につきましては、毎週日曜日に公開ということで考えているところでございます。

また、平日に団体利用の依頼がございましたら、従来通り職員が対応したいと考えて、いるところでございます。

「5 文化財の調査に関すること」、こちらも令和5年度と同様に、必要に応じて調査をして参りたいと思いますが、来年度は、「久喜八雲神社の山車行事（天王様・提灯祭）」でございますが、こちらの方を調査したいと考えているところでございます。

次に、文化財調査報告書の刊行でございます。

久喜市の歴史と文化財シリーズの3巻目でございますが、まだ仮称ではございますが、『甘棠院』という久喜地区のものを刊行する予定でございます。

次に過去の情報の整理でございますが、同様に継続して収集整理して参ります。

「6 埋蔵文化財に関すること」ということで、令和5年度と同様に試掘調査をして参りますとともに、令和2年度実施の天王山西遺跡の発掘調査、こちらの方も整理作業を継続して実施して参ります。

では3ページになります。

「7 文化財の活用・啓発に関すること」でございます。

出張講座（学校教育支援事業）でございますが、こちらの方も、小中学校に学芸員を派遣して参ります。

また、学校以外の出張講座につきましても同様でございます。

「久喜歴史だより」の掲載でございますが、来年度も12回、掲載予定でございます。

また、指定文化財の説明板の貼り替えというものを、来年度考えております。

こちらは、市指定文化財「吉田家水塚」の説明板が、1基でございますが貼り替え予定でございます。

次に「8 本多静六顕彰事業に関すること」、こちらは、令和5年度までは、企画政策課の方で担当していたものでございますが、令和6年度から文化振興課に事業が移管されて実施するということになってございます。

こちらは、今まで文化財保護課でやっているものもございまして、例えば「本多静六記念館」でございますが、団体見学の案内や、写真のメディア等への貸し出し等も随時対応しているところでございます。

また、企画政策課から受け継ぎました事務でございますが、「本多静六通信」というものを毎年1回発行しておりまして、顕彰する会に委託をする上で、2,000冊を印刷し作成する予定でございます。

また、ゆかりの地訪問事業というのがございまして、こちらにつきましても、市民の方を対象に募集し、年1回、博士ゆかりの地を訪問することを予定しております。

また、本多静六博士の森の植栽管理というものもございまして、菖蒲南部産業団地内の三崎の森公園というものがあるのですけれども、そちらの方の管理につきましても、顕彰をする会と話し合いの上で、管理をしていければと考えているところでございます。

また、小学校4年生に、副読本『日本の公園の父 本多静六』を作って配布しているところでございますが、こちらの方の数が少なくなっているということで、6,000部を増刷するとともに、デジタルデータを学校教育でも活用できるように準備したいと考えているところでございます。

まず、文化振興課の文化財・歴史資料係所掌分につきましては以上です。

事務局（杉田館長）

続きまして、郷土資料館長の杉田です。

郷土資料館に関することについて説明させていただきます。

4ページをお開きください。

まず、展示事業です。

まず特別展は、市内の歴史・文化財についてテーマを設けて展示を行うとともに、展示図録を刊行するという事業でございます。

令和5年度につきましては、第13回特別展「大集合！久喜の遺跡」をやらせていただいておりますけれども、第14回の特別展につきましては、仮題でございますが、「栗橋関所設置400年展」の開催ということで、令和6年の秋ごろを予定して進めていきたいというふうに考えております。

続きまして収蔵品展、こちらにつきましては、久喜市内の小学校の副読本『私たちの久喜市』掲載の民具を中心に、展示を行っていきます。

大体年に2回くらい開催できればと思っております。

それから、随時になりますが、スポット展につきましても、資料館の収蔵品の中からテーマを設けてミニ展示を行っていきたいというふうに思っております。

こちらにつきましては、年に2回程度、行えればいいなというふうに考えております。

それから、特別展関連講座、こちらにつきましては、冒頭にお話しました特別展に関連する講座ということで、テーマを決めて、専門家の講師の方に講座を行っていただきたいという形で進めていければというふうに考えております。

こちらは年に1回行うものです。

続きまして、教育普及事業です。

歴史講座、こちらについては、郷土の歴史や文化をテーマに、専門家を講師に招き、その最新の調査研究、成果や話題等を市民にわかりやすく紹介する講座を開催していくことを考えております。

令和5年度につきましては、こちらの委員でもいらっしゃいます林先生に、「江戸時代の境界から考えた久喜」ということで、3月に3回行っていただきました。

令和6年度につきましても、テーマを決めて、1回から4回程度の開催で行えればというふうに考えております。

続きまして古文書学習会です。

こちらにつきましても、郷土資料館に所蔵してあります古文書をテキストに、受講者による古文書解読並びに、解読内容に対する講師による解説を行って行きたいと考えております。

これにつきましても今年度と同様に、全11回で、5月から12月くらいの間で、ちょっと長くなりますけども、その期間でやっていきたいと思っております。

続きまして5ページを見ていただきたいと思います。

子ども歴史広場は、夏休み期間中の子どもたちを対象に、むかしのおもちゃづくりや七夕行事、勾玉づくりなどの歴史や文化を楽しく学習できる講座を開催するものです。

大体夏の8月、あるいは7月末の週くらいから、3回ほど開催できればというふうに思います。

それから続きまして、資料館まつり、こちらにつきましても、郷土資料館を広くPRし、来館者の拡大を図るために、昔のおもちゃづくり等を体験いただくイベントを開催していきたいというふうに考えております。

これにつきましても、秋に2日間、例えば土曜日と日曜日のように、連続する形で開催できればというふうに考えております。

令和5年度は、数珠玉づくりなどが多くなっています。

令和6年度につきましても、子どもたちが楽しんでもらえるようなものを提供できればというふうに考えております。

続きまして、資料館だよりの発行、こちらにつきましても、郷土資料館の情報発信を図るために、収蔵資料や郷土の歴史・文化、資料館のイベント情報等を取り上げた資料館だよりを編集し、発行していきたいというふうに考えております。

年に1～2号発行できればというふうに思っております。

それから資料調査等についてでございます。

資料の収集につきましては、市内の歴史資料等についての収集を行ってまいります。

こちらは、結構、郷土資料館の方に電話あるいは直接物を持ってきていただいて、これはどうでしょうかという話があったりします。

そのときに、随時、内容を見ながら、お話をしながら進めていければというふうに思っております。

続いて資料の調査、これは市内の歴史資料等についての調査。

というのも、結構集めているものにつきましても、整理し中身を精査するという活動をやっております。

これも、令和5年度と同様に進めていきたいと考えております。

続きまして収蔵資料の整理、資料郷土資料館の展示等に生かすため、収蔵資料を整理し、データベース化を行ってまいります。

こちら、令和5年度と同様にやっていきたいと考えております。

続きまして、郷土資料館ボランティアの育成、郷土資料館事業の協力、それから、市域の歴史・文化財等の調査等を協力していただいています。

令和5年度と同様に行っていきたいと思っております、月に1～2回程度実施しております。

実際、郷土資料館の方に子どもたちや団体などが見学に来たときに、ちょっと職員だけでは説明の人が足りないなというときには、ボランティアの方にも来ていただいて、説明に協力をしていただいているという形で、いろいろと活用させていただいております。

続きまして、学芸員実習生の受け入れ、郷土資料館の専門的な業務の実習をしていただくという形で、大体毎年8月に、8回ぐらい、4日間ぐらいになりますけども、開催して、いろいろ郷土資料館の仕事を学んでいただいたりしています。

続きまして6ページをご覧ください。

講師派遣です。

高齢者大学や市民大学等の他機関へ講師を派遣する事業でございます。

令和5年度と同様に、随時行っていきたいと思います。

市民大学2件と中央図書館1件の講座に派遣を行っています。

令和5年度と同様に行っていければというふうに思っております。

それから最後、団体見学の案内では、小学校団体見学の展示案内を行います。

令和5年度と同様に随時行っていく予定です。

令和5年度は14件、受けております。

続きまして、一般団体見学等の展示案内。

これにつきましては令和5年度で5件受けております。

こちらも令和5年度と同様に、随時行っていければというふうに思っております。

こちらは以上でございます。

事務局（小林課長補佐）

簡単ではございますが以上でございます。

議長（板垣会長）

ありがとうございました。

ただいま、文化財歴史資料係と、郷土資料館の令和6年度事業計画案につきまして、説明をいただきました。

委員の皆さんのご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。

私の方から1点よろしいですか。

課の名称が文化振興課ということで、後でご説明があらうかと思うのですが、どのように変わりますか。

それから、8番の「本多静六顕彰事業」ですが、今まで企画政策課で担当していたものを、事業移管されました。

そうすると、この本多静六顕彰事業とか記念館についても、審議会の方で審議対象に含まれるということでよろしいですか。

事務局（堀内課長）

はい、最初に1点目の課の名称のことでご説明し忘れていたのですが、令和6年度、久喜市の機構改革が大幅にありまして、文化財保護課という名称が文化振興課という名前に変わります。

新たに、生涯学習課に今まであった文化振興係が、この文化振興課の筆頭係になりまして、続いて文化財・歴史資料係、そして付けとして郷土資料館が入るという、そういう係構成になってくるということになります。

それが1点目、組織の変更ということでございます。

そして2点目の本多静六顕彰事業に関するところでございますが、文化財保護費でございますので、広く文化財保護審議会の中でご議論いただいて問題ない話かなというふうに思います。

この来年度の事業計画、それから事業結果につきましてその中には含まれてくるというふうに、今までも一部、本多静六記念館の展示についてはあったように入ってくるのかなという認識でございます。

議長（板垣会長）

ありがとうございました。

そうしましたら、来年度の会議の中で、本多静六記念館の視察ですとか、副読本などの配布をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にございますか。

よろしいですか。

ご意見がないようですので、令和6年度事業計画案につきましては、ご了承ということで進めさせていただきます。

2) 文化財の指定の是非について（答申）

議長（板垣会長）

次に、議事2「文化財の指定の是非について（答申）」でございますが、先ほどご了解をいただきました通り、この議事は非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

それでは、議題2「文化財の指定の是非について（答申）」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（小林補佐）

それでは議題にございます「文化財の指定の是非について（答申）」につきまして、ご説明を申し上げます。

資料にございます「文化財の指定の是非について」というものを一部、ご覧ください。

久文保審第3号で、3月26日付けで準備したものでございますが、まだこちらは当然ながら案でございます。

令和5年7月4日に諮問になりました件でございますが、まだ指定されていない文化財で「木彫地固め額（嶋村俊明作）」というものを以前お諮りしたかと存じますが、そちらの方につきまして、別紙の内容でもしよろしければ、市指定文化財に指定することが適当ということで、事務局で案として準備したものでございます。

おめくりいただきまして、別紙の部分で、種別等ございますが、以前発送しておりますことから、最小限で説明をさせていただきます。

物はですね、有形文化財ということでございます。

名称は、今いろいろな案があるかと存じますが、「木彫地固め額（嶋村俊明作）」１点でございます。

所在地は、久喜市栗橋北２丁目１５－１の八坂神社でお持ちの額でございますが、こちらの概要につきましては、以前お送りして、皆様、ご覧になられているかと存じますので、このような内容だということで、ご理解いただければ、ありがたく存じます。

その後にですね、参考の写真をつけましてございます。

以前に、今の審議会の委員の皆様には現物をご覧になられた方もいらっしゃるかと記憶しておりますが、大変すばらしい木彫であるということを見ていただいたというふうに覚えております。

こちらの内容につきまして、当然ながら、何か変更すべきではないかとか、何かこうした方がいいのではないかなというようなご意見等ございましたら、当然ながら、そちらの方について教えていただければ、事務局としてもありがたいということと、あとは、これを適当ということでいいかどうかということも含めまして、皆様で見ていただきまして、ご意見を賜れば、事務局としては、大変幸いに存じますので、どうぞよろしくお願い致します。

説明は短いのですが、以上でございます。

議長（板垣会長）

ありがとうございました。

ただいま説明のありました文化財指定の是非について、皆様のご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。

すでに皆様のお手元には、詳細な資料が事前に配布されているかと思います。

また本日ここに提出しました、この文案ですね、こちらでよろしいのか、この点につきまして、ご意見をおうかがいたいと思います。

よろしくお願いいたします。

杉山委員

はい。

議長（板垣会長）

杉山委員さんお願いいたします。

杉山委員

内容を拝見して、問題ないなというふうに思っています。

1点だけちょっと質問なのですが、員数が「1点」というふうに書いてあります。

こういった額とか、そういったものを「1面」というふうに言う場合があるのですが、久喜市ではこの「1点」ということでよろしいのかどうかということをお諮りしたいなと思います。

以上です。

議長（板垣会長）

ありがとうございました。

事務局お願いいたします。

事務局（堀内課長）

「1点」という形で書かせていただいたのですが、審議会でご議論いただいて、「1面」というのが一般的でございでしょうか。

久喜市の方であまり彫刻の指定がないものですから、「1面」の方がよろしければ、そちらで考えます。

議長（板垣会長）

絵馬を指定していると思います。

事務局（堀内課長）

あれは「1点」で指定しています。

議長（板垣会長）

「1点」でやっているわけですね。

統一されればね、どちらでもいいと思うのですが、ということですよね。

よろしいですか。

杉山委員

はい。

議長（板垣会長）

ありがとうございます。

他にございますか。

田中委員さん、お願いします。

田中委員

私の方ではですね、名称にちょっと違和感があって、絵馬として指定するということがよろしいですか。

事務局（堀内課長）

絵馬ではなく、木彫という形で考えています。

田中委員

「木彫地固め額（嶋村俊明作）」というのは、少し違和感があります。

他の指定名称と比べても、そうですね。

議長（板垣会長）

はい、事務局お願いいたします。

事務局（堀内課長）

この名称の部分につきましては、事務局でも苦慮しておりまして、前回の審議会でもこの部分のお話をさせていただいて、「木彫地固め額、誰々作」という名称が他の自治体の指定文化財でもございましたから、この形でどうでしょうかということでお話をさせていただいているという経緯がございます。

その経緯も踏まえまして、それをご審議いただければと思います。

議長（板垣会長）

これは歴史資料の有形ということですよ。

事務局（堀内課長）

いえ、歴史資料ではなくて彫刻です。

彫刻の工芸品としてです。

議長（板垣会長）

工芸品としてですね。

他にございますか。

田中さん、どうでしょうか。

田中委員

いや、特にありません。

議長（板垣会長）

他に名称の点でご意見のある方はいますか。

新井委員

いいですか。

議長（板垣会長）

はい、新井さんお願いします。

新井委員

確かに地固め額って言うと、まずは地固めって何だという話もあるのと、あと地固めの様子を彫っているわけですね。

そこはもうちょっと何かこう、わかりやすくできないかなと、ちょっと私も皆さんの意見を聞いて思ったところです。

要するに彫刻でいくっていう理由ですね。

要するに技法の方に重点を置くという形ですね。

その場合、こういう建造物だとよくある話ではあるのですが、こういう絵馬的なもの、奉納額的なものって、彫刻指定となっている例はありますか。

議長（板垣会長）

事務局お願いいたします。

事務局（堀内課長）

はい。

やはり置物などで木彫何々額、作者名が何々という形のものが1件ありましたので、そ

れを参考にさせていただきました。

そして、これを調査された山口先生と話して、やはり作者の名前は外せないっていうことですね。

それから、特に嶋村俊明が牙彫で有名なので、木彫という言葉をやっぱり外せないだろう。

そこに入ってくるのは、あとは画題になってくるのかなという中で、「地固め」という表記については、いくつか案が前回あったと思うのですが、最終的にこのあたりで使われているのが「地固め」が多いのかなということで、「地固め」というふうに名称をさせていただいたということです。

経緯としては、その前に1回、彫刻ではなくて民俗資料として調査をさせていただいたときに、その方の調査の中では、利根地固めの流れではないかということで、寛保2年の水害で、西の大名家が御手伝い普請でたくさん来て、その時に、「利根地固め唄」というものを唄いながらやっていったっていうのが、伝説として残っていて、いくつかの地区では今でも唄自身は残っているのですが、段々唄い方もわからなくなっているということでございます。

資料上では、「地業始め」という名称があるのですが、それはあくまで資料上の名称であって、行為としての名称ではないのではないかなというように、地固め額というのが、一番この辺では適当なのかなということで決定したところでございます。

議長（板垣会長）

はい、田中さんお願いします。

田中委員

今、ごめんなさいね、いろいろな議論の結果だと思うのですが、ここにある言葉の中で、もし私がすっきりすると思うのは、木彫額、そして括弧して地固め。

地固め額っていうのは変な気がするけど、これって、テーマというかタイプ、題材が地

固めなのですよね。

事務局（課長）

はい。

田中委員

一緒に「地固め額」っておっしゃるので、何かそれはとても違和感があります。

木彫の額ですよ、題材は地固めですよ、作ったのは嶋村俊明ですよって言ってもらえると、ちょっとすっきりするのですけれども。

木彫地固め額っていうのがちょっとですね、順番が、私としては違和感があるかなと。

皆さんのご意見お願いします。

議長（板垣会長）

事務局お願いします。

事務局（堀内課長）

前例といいますか、1点あった事例にこだわりながら作っていったっていうのがありますが、今、田中委員がおっしゃったように、審議会の中でも「木彫額（地固め）嶋村俊明作」という形でよろしければ、事務局としては、問題ないかなと思います。

議長（板垣会長）

今、田中さんの方から出ました。

確かに「地固め額」というのは、今の説明で、よくわかりました。

田中さんが指摘されましたような形の、木彫額（地固め）で、それから嶋村俊明という様なものが、わかりやすいような気がしますから。

委員の皆さんご意見ございますか。

齋藤副会長

そうですね、地固めであるというのも、もう当然なのですから、見たところですね、この作品の魅力の中に、地固めという行為だけでなく、その周りの情景ですとか、風景ですとか、樹木であるとか、建物であるとかっていうものが、総合して出来上がっているという、美術品として見る場合ですね。

なので、地固め、例えば風景であるとか、情景であるというような感じの言葉を出すというのは、素人考えでしょうか。

議長（板垣会長）

ありがとうございました。

今、齋藤委員さんの方から地固め風景とか、そういう言葉を出した方が、よろしいのではないかというご意見ですが、どうでしょうか。

齋藤副会長

難しいですか。

議長（板垣会長）

地固めという言葉の中には、その作業も含まれているのですかね。

事務局、お願いします。

事務局（堀内課長）

そうだと思います。

地固めというのが主題になっているということで考えております。

その脇の八坂神社の拝殿であるとかというのは、その中の実際にそこで行われたかどうかではなく、おそらく栗橋という地で地固めをしたのではないかということを、意識して

いるのだと考えています。

ちょっと話が飛んでしまうのですが、想定としては、この明治8年の6月というのが、最近、栗橋本陣家の池田家文書を見る機会があったのですが、ちょうどその、栗橋の池田家と幸手市の中村家で、高須賀堤の築堤を始めた月なのですよ。それは後の行幸堤に繋がるのですが。

この高須賀堤の築造に伴って、請負った業者が無事の完成を祈って奉納したのではないかという仮説を、私個人では、少し考えているところです。

ただ、池田家から具体的な書類が出てきたわけではないので、何とも言えないですが、栗橋らしいものであることは間違いないと思います。

議長（板垣会長）

はい、箱石さんお願いします。

箱石委員

山口先生のこの文化財調査報告書を拝見しておりましたら、嶋村俊明の国内に現存する他の作品を列挙してご説明いただいているところで、1や2は独立した彫刻のようなのですけれども3もそうでしょうか。

4の「成田山新勝寺額堂奉納額」とか、次のこれは調神社の神楽殿の奉納額ですか。

6が現在問題になっている額なのですから、例えばこれは八坂神社に奉納されたとすると、例えば、「栗橋八坂神社奉納額」というような名称があり得たりするのでしょうか。

それともちょっと奉納というのは、あまり今回、この額の場合はふさわしくないという感じなのでしょうか。

すいません、前回、前々回、議論されているところでも、もしかしたら申し上げるべきだったのかもしれませんが、今たまたまそういう話があって、ふと思いついたものですからちょっと発言させていただきました。

議長（板垣会長）

ありがとうございました。

事務局、お願いいたします。

事務局（堀内課長）

この議論は実は審議会では初めて出てきて、事務局としては奉納という言葉にちょっと違和感があるところです。

それから成田山などは自分のところで研究発表されて、その中で奉納額を、成田山自身のものなので、比較的その言葉を取り上げやすいと。

調神社の場合も、それに合わせて今回の調査をさせていただいたということでございます。

ただどちらも指定ではございませんので、神社や寺院が奉納額と自分のところのものというのはよろしいのかなと思うのですが、市の指定をするときに、どうなのかって、また、その報告書にもありますように成田山新勝寺とさいたま市の調神社につきましては、額本体の部分が何だかよくわからない。

四方枠の龍の彫り物だけが嶋村俊明のものであるというのがわかるという意味では、これが唯一、嶋村俊明作としては、本題がわかる貴重なものですので、ここの名称がやはり重要かなという気はしています。

議長（板垣会長）

はい、ありがとうございます。

皆さんの意見、いろいろ出していただきまして、指定にするというふうな形の答申については、皆さんご了解というふうなことで承りました。

でも、問題なのは名称の点で、事務局の案の名称は外して、田中委員さんが言われたような形で、木彫額で今議論されていますのは、その題材的なものをどうするかというふう

なことではいろいろ意見が出ている中で、箱石さん言われたような形のものは避けて欲しいというのが事務局の意見です。

そうすると、「木彫額（地固め）」というふうな形にするのか「地固め風景」か、今この2つの案が出ているかと思うのですが、いかがいたしましょうか。

杉山さんお願いします。

杉山委員

やはり「地固め」とか「地固め風景」というより、「図様」ですよね。

ですから「地固め図」としてもおかしくないと思うのですよね。

絵画などは主に「地固め図」というようにしてしまうと思うので、明らかに見て図様でするので、図としても、彫刻であっても、図様ですからおかしくないのではないかなと思います。

議長（板垣会長）

ありがとうございます。

「地固め図」というふうな形ですかね。

はい、林さん。

林委員

名称についていろいろご意見が出ているのだと思うのですが、種別を、有形文化財の彫刻として指定ということだと、名称については、基本的にはどういう彫刻であって、誰の作かというところが、基本になってくるのかなと。

これが奉納額というふうになると、歴史資料とか民俗資料的な種別にしていかないと、多分名称と種別の一致っていうのが、微妙にずれてくるのかなというふうに思いますので、基本的には私自身は、種別は彫刻なのだと思います。

この彫刻がどういうものなのかって言う名称をつけるという形で、今、出ている意見の

中では、木彫額、あと地固めという言葉が入って、誰の作かっていうことがわかる名称がいいのではないかとこのように考えています。

議長（板垣会長）

ありがとうございます。

實松さん、どうですか。

實松委員

所有者の八坂神社にあるので、この額、奉納額ということでよいと思いますけれども、こちら彫刻ということなので、今まで皆さん言われていたように、「木彫額（地固め）」というように、風景というよりは地固めとするのがいいのではないかと思います。

議長（板垣委員）

ありがとうございます。

そうしましたら、皆さん、木彫額に作者ということは了解してもらえたので、「地固め」というふうなことでいいのか、「地固め風景」、「地固め図」か、これをどうしましょうかね。

今日決めたいと思いますので、この場で決めたいと思いますが、どうですか。

この名称でいきたいというふうなことでアピールしたい方はいますか。

齋藤副会長

アピールしたいというほどのものではないですけども。

議長（板垣会長）

「地固め」という言葉が出ているので、彫り物として何が彫ってあるかのイメージはあると思いますね。

あと文言をつけるかつけないかで、議論のほうは充実したかと思いますので、挙手でよろしいですか。

田中委員

どちらでもいいかなとは思いますが、「風景」はあまりないかなと思います。

私は「地固め」と。

図をつけても構いませんが、はっきりしているような気がします。

議長（板垣会長）

はい、では「地固め」だけの名称がよろしい方、挙手お願いします。

4人、はい。

「地固め風景」、1人。

次が「地固め図」、3人。

挙手の数でいくと、4対1対3なのですが、それでよろしいですか。

「地固め」だけっていうふうなことで、この場の意見ということで、よろしければ拍手をお願いします。

（各審議会委員が同意の拍手）

議長（板垣委員）

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、今回のこの答申につきましては、文化財指定の是非の答申について、本審議会としては、これを「是」として、教育長に答申をいたします。

名称等につきましては先ほど申し上げた通りです。

田中委員

一つよろしいですか。

議長（板垣委員）

はい。

田中委員

今の指定のことなのですからけれども。

所有者の方の承諾書はもう書面で取れているのですよね。

議長（板垣委員）

はい、事務局お願いします。

事務局（課長）

答申を出す前に1度とっております。

田中委員

承諾書が取れていればよろしいかと思うのですが、説明がなかったので一応確認させていただきました。

議長（板垣委員）

はい、事務局お願いいたします。

事務局（堀内課長）

実は承諾書の関係は久喜市では初めてです。

新市になって2回指定をしているのですが、これはどちらも郷土資料館、教育委員会所蔵で承諾書は取りませんでした。

今回はおそらく新久喜市で初めてそういうやり方をしたものでございます。

3) その他

議長（板垣会長）

続きまして、議題3「その他」でございますが、委員の皆様から何か伝達事項等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、事務局から伝達事項がございますか。

事務局（小林課長補佐）

審議会終了後でございますが、委員の皆様と事務局職員による、文化財に関する懇談会を実施したく存じますので、出席可能な方は、当会議室に残っていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（板垣会長）

ありがとうございました。

事務局から連絡事項がございましたが、委員の皆様からご質問、ご意見はございますでしょうか。

なしと認めます。

以上をもちまして、すべての議事が終了いたしましたので、進行を事務局に戻したいと思います。

ご協力ありがとうございました。

3 閉 会

事務局（堀内課長）

ありがとうございました。

以上をもちまして令和5年度第2回文化財保護審議会を閉会とさせていただきます。

冒頭にも板垣会長の方からお話ありましたが、事務局のこのメンバーで行うのが最後の会議ということになりました。

本当に皆様のご協力ありがとうございました。

お疲れ様でございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年4月16日

板垣 時夫

齋藤 由加